

田名部まちなか再生検討委員会設置要綱

平成23年9月21日

むつ市告示第73号

(設置)

第1条 官民連携による中心市街地の再生を推進するに当たり、地域参加型の持続可能なまちづくりの実現及び定着を図るため、中心市街地の再生の目標並びに再生のための手法及び仕組み作りの基本方針を検討する田名部まちなか再生検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) むつ市中心市街地田名部地区の再生に向けた目標に関すること。
- (2) むつ市中心市街地田名部地区の再生に向けた事業及び活動並びに仕組み作りの基本方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、むつ市中心市街地田名部地区の再生に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) まちづくりに関する専門的な識見を有する者
- (2) 田名部地区内で活動する公共的団体等の関係者
- (3) 市の関係職員

(身分等)

第4条 委嘱による委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

2 前項の委員の報酬及び費用弁償については、市の経費以外の経費から支給される場合には、これらを支給しない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指

名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市建築課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

田名部まちなか再生検討委員会 委員名簿

	所 属	職名等	氏 名	
まちづくりに関する専門的な識見を有する者	弘前大学	教育学部 教授	きたはら けいじ 北 原 啓 司	
田名部地区内で活動する公共的団体等の関係者	福祉	田名部南地区民生委員児童委員協議会	会長 たかはし いわお 高 橋 巖	
		田名部北地区民生委員児童委員協議会	会長 わたなべ いさお 渡 邊 勲	
	商業	むつ商工会議所	一般商業部 会長	むかい ひとし 向 井 仁
		むつ商工会議所TMO	商工会議所 副会頭	そのだ かつら 其 田 桂
		社団法人むつ青年会議所	理事長	さかもと だいすけ 坂 本 大 助
	NPO	特定非営利活動法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば	代表理事	おがわ ちえ 小 川 千 恵
	町内会	横迎町町内会	会長	こまちや ゆうぞう 小町屋 侑 三
		小川町町内会	会長	いまむら かん 今 村 侃
		柳町町内会	副会長	にほんやなぎ ただお 二本柳 忠 男
		田名部町町内会	会長	にわた けんいち 庭 田 健 一
		田名部駅前町内会	会長	なかむら つるみ 中 村 鶴 美
		本町町内会	副会長	なかじま つねひろ 中 島 常 博
		新町町内会	会長	なかむら みつお 中 村 満 雄
	市の関係職員	むつ市総務政策部長		
むつ市保健福祉部長				
むつ市経済部長				
むつ市建設部長				

【 1 8 人 】

(敬省略、順不同)